ゾーン30プラスって知っていますか？

この看板や表示
が目印です

警察庁と国土交通省の連携施策

ゾーン30プラス

最高速度30km/hの区域規制「ゾーン30」と
ハンプ等物理的デバイスとの適切な組合せにより
交通安全の向上を図ろうとする区域

物理的デバイス

生活道路において速度抑制等を目的として物理的に設置される、ハンプ、狭さくなどの総称

ハンプ

路面をなめらかに盛り上げ
通過する車両を一時的に押し上げる
もので事前にこれを見たドライバー
が速度を落とすことを
ねらった構造物

狭さく

車道の通行部分を局所的に狭くし
車両の速度を抑制する構造物

この区域では

- ▶ 歩行者の飛び出し等に**より一層の注意**をお願いします
- ▶ **抜け道としての利用**はご遠慮ください

自動車等の走行速度が時速30キロメートル以上になると歩行者と衝突した際の致死率が急激に上がります。

生活道路では、自動車等の走行速度に注意していただき、安全・安心な通行環境となるようご協力をお願いします。

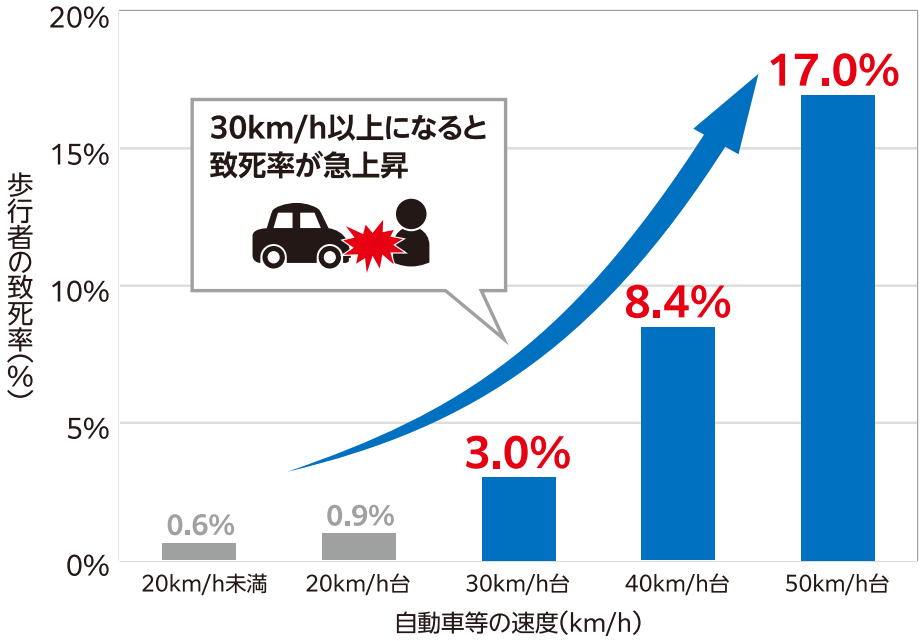

●「自動車等」とは自動車、自動二輪及び原動機付自転車をいう。
●平成29年から令和3年までに車道幅員5.5m未満の道路の単路で発生した人対車両事故の分析による。
●致死率とは、死傷者数に対する死者数の割合をいう。

●警察庁資料をもとに、横浜市が作成

横浜市の通学路等の交通安全対策の取組は 子どもの通学路交通安全対策事業 検索 で検索

横浜市 道路局 道路政策推進課 TEL：045-671-2323

令和７年４月版